

地方債

借金残高は185億8,819万円（前年比5億2,971万円減）
町民一人あたりの借金残高は170万円（前年比1万円減）

令和3年度末の一般会計の地方債残高は、前年比4億5,352万円減の133億6,586万円となりました。地方債返済額（一時借入利子を除く）は、前年比1億3,313万円増の17億3,881万円となり、決算額の14.2%を占めています。

区 分	地方債残高
一 般 会 計	133億6,586万円
簡 易 水 道 会 計	2億5,152万円
下 水 道 会 計	17億5,801万円
水 道 事 業 会 計	14億1,304万円
国民健康保険病院事業会計	13億1,894万円
富川国民健康保険診療所事業会計	4,300万円
日高国民健康保険診療所事業会計	4億3,782万円
合 計	185億8,819万円

基 金

預金残高は23億5,782万円（前年比1億2,868万円増）
町民一人あたり22万円（前年比2万円増）

法律や条例によって設置される「基金」は、特定の目的に利用することができ、全会計で18の基金が設置されています。令和3年度は財政の不均衡をならすための財政調整基金に9,700万円、その他の特定目的基金に3,165万円を積み立て、基金残高は前年比1億2,868万円増の23億5,782万円となりました。

区 分	基金残高
財 政 調 整 基 金	11億6,441万円
減 債 基 金	1億99万円
そ の 他 基 金	10億9,242万円
合 計	23億5,782万円

令和3年度ふるさと日高応援寄附金の運用状況

全国からたくさんの応援ありがとうございます。皆様からいただいた寄附金は、次の事業に活用させていただきますのでご報告します。今後とも日高町を応援していただきますようお願いいたします。

事業名	金額	事業名	金額
ふるさと応援寄附に要した経費	47,800,000円	太陽光発電システム設置補助事業	200,000円
街路灯設置運営費補助事業	2,000,000円	日高の地酒づくり事業	700,000円
エンゼル祝金事業	3,000,000円	住宅リフォーム補助事業	9,000,000円
妊産婦安心出産支援事業	1,000,000円	就学準備、運動能力・体力向上事業	2,000,000円
新規就農促進対策補助事業	2,000,000円	日高高等学校支援事業	3,000,000円
産業振興奨励補助事業	3,000,000円	富川高等学校支援事業	4,000,000円
森林環境保全事業	3,000,000円	町民芸術文化鑑賞補助事業	600,000円
豊かな森づくり推進事業	3,000,000円	社会教育団体要望補助事業	200,000円
漁業者漁具整備補助事業	2,000,000円	新型コロナウイルス感染症に関する対策・支援事業	335,000円
シヤマモ資源増大対策補助事業	2,000,000円	旧日高門別駅舎及び門別駅舎町民サロン室改修事業	1,043,000円
ホッキ稚貝購入補助事業	3,000,000円	合 計	92,878,000円

ふるさと日高応援基金の状況	金額
令和3年度までの取り崩し額	585,526,000円
令和3年度末現在の積み立て残高	153,558,000円

※積み立て残高には利子分を含んでいます。

政治家の寄附は禁止！ —徹底しよう「三ない運動」—

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会が増えます。政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）が選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。きれいな政治・選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。



三ない運動



政治家は
有権者に寄附を

贈らない

有権者は
政治家に寄附を

求めない

政治家から
有権者への寄附は

受け取らない

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。

政治家の寄附の禁止

選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、時期や名義のいかんを問わず、禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（後援会など）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等に出すと処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（後援会など）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず処罰されます。



禁止されている寄附（例）

- × 病気見舞い
- × お祭りやスポーツ大会への寄附や差入れ
- × 結婚祝、香典
(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で渡す場合は、例外的に処罰の対象になりません。)

- × 葬式の花輪、供花
- × 落成式、開店祝の花輪
- × 自治会等への募金
- × 入学祝、卒業祝
- × お中元、お歳暮
- × 政治家自身の選挙区に対する「ふるさと納税」



問 日高町選挙管理委員会 ☎ 01456-2-5131